

漁管第 981 号
令和元年(2019年)8月9日

紋別市元紋別 6-3

紋別アイヌ協会会長 畠山 敏 様

北海道知事 鈴木 直道



藻鞆(モベツ)川での祭事用サケ捕獲についての要望について(回答)

日頃から、道の水産施策の推進について御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、2019年7月31日付け文書で要望のありました件について、次のとおり回答します。

記

(1について)

御会が実施を予定するカムイチェブノミについて、妨害する意図はありません。

なお、河川でのサケマスの採捕は法令で禁止されていますので、儀式の実施に関連して藻鞆川でサケマスを採捕する場合には、事前に北海道内水面漁業調整規則第52条に規定する特別採捕許可を申請願います。

(2について)

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が本年5月に施行されましたが、上述した法令の規定は従来どおりですので、河川でサケマスを採捕しようとする場合には必要な手続きをお願いします。

なお、同法第17条において、地域計画登載事業を実施するための申請については、許可に当たり適切な配慮が求められていることから、今後策定される国の基本方針や道の方針を踏まえながら、特別採捕許可制度の範囲内でどのような配慮が可能か検討いたします。

(担当部署)

水産林務部水産局漁業管理課
サケマス・遊漁内水面グループ
TEL 011-204-5485